

【H19.11.8 滋賀県造林公社理事会 資料】

経営改善検討会議のとりまとめ (事務局案)

平成19年11月

はじめに

滋賀県造林公社は、40年に及ぶ経営期間の中で、木材の輸入自由化による価格の低迷など、森林・林業を巡る社会経済状況が大きく変化したことにより、多額の累積債務を抱え、極めて厳しい経営状況に立ち入ったことから、平成17年1月に臨時理事会を開催し、新たな経営計画の策定を目的として、経営改善検討会議（以下、「検討会議」という）を設置することが決議され、以来、およそ2年半に亘って検討を重ねてきた。

1) 検討会議の目的

公社経営林の将来ビジョンを策定するため、経営の状況を分析し課題を共有するとともに、改善に向けた検討協議を行い、社員総意による公社経営の新しい経営計画を作成することを目的とする。

2) 検討会議のメンバー

滋賀県、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、
阪神水道企業団、甲賀市、高島市、滋賀県造林公社(事務局)

3) 検討会議開催経過

平成16年度	第1回	～	第7回
平成17年度	第8回	～	第15回
平成18年度	第16回	～	第22回
平成19年度	第23回	～	第28回

検討会議では、①今後の森林づくり ②今後のランニング経費 ③累積債務の処理方策の3点を中心に、あらゆる選択肢について幅広く議論を重ねてきた。

とりわけ、今年度に入ってから秋口を目途にこれまでの議論の集約を図るべく、精力的に検討を進めてきた。

こうした中で、10月末になって農林漁業金融公庫から、速やかに延滞解消が図られない場合には、全額繰上償還請求の手続きを進めるとの通告を受ける事態となった。

公社としては、このことへの早急な対応が求められることから、検討会議でのこれまでの議論を踏まえ、事務局として所要の事項を取りまとめたものである。

1. 森林づくりの方向性

木材生産と公益的機能が調和した森林づくりを目指し、伐採後は天然の広葉樹林の状態です土地所有者に返地するなど、公益的機能が適正に発揮される森林づくりを進める。

2. 経営期間について

収益の最大化等の観点から、経営期間のあり方についても検討を行ったが、次のような意見があり、結論を得るには至らなかった。

- (1) 収益の最大化の観点から、伐採までの期間を80年にとらわれず検討すべき。
- (2) 延長にかかる管理経費などコスト面と収益性からみて更なる延長は考えにくい。

3. 伐採計画等について

- ・ 伐採収益が見込めない森林については、公社営林地から分離することにより、経営のスリム化や管理コストの縮減を図る。
- ・ 伐採方法については、森林の持つ水源かん養機能に配慮し、一斉皆伐の手法は採用しない。
- ・ 伐採後は、天然林へ移行することとし、新たな植林は行わない。

4. 森林の今後の保育について

- ・ 森林の保育管理は、水源かん養機能等の確保および木材生産に必要な最小限度の保育管理を行う。
- ・ 公社営林地から分離し、土地所有者に返地した森林については、滋賀県の一般施策の中で適切に対応されるよう求める。

5. 収入を増加させるための取り組みについて

- ・ 路網の拡大、新規補助金の活用、被災林の復旧等に積極的に取り組む。
- ・ 分収契約の割合を現在の6：4から9：1に変更すること等については、土地所有者の理解を求める。
- ・ 伐採にあたっては、高性能林業機械(タワーヤーダ等)を活用することにより経費の削減に努める。

6. 木材価格の設定について

長期収支予測を立てる前提となる木材価格の設定方法について検討を行ったが、将来価格を予想することは極めて困難との意見もあり、結論を得るには至らなかった。

- (1) 直近、3ヶ年平均、5ヶ年平均を用いるかについては、専門家の意見を参考にすべき。
- (2) 直近の状況では、国産材価格にプラス要因が見られる点を配慮すべき。
- (3) 依然として木材価格のトレンドが右肩下がりの中で、直近価格を採用すべき。

7. 伐採範囲について

長期収支予測を立てる前提として伐採範囲について、検討を行ったが、以下のような方法があり、結論を得るには至らなかった。

伐採範囲：「収益が見込める全ての事業地」又は「林道等から600mの範囲内の事業地」

8. 今後のランニング経費等について

- ・ 運営経費や人件費の更なる節減に努める。
- ・ 今後の森林整備に要する経費および管理運営費については、伐採収入および補助金ならびに滋賀県の支援を求めることとし、下流団体に対して新たな負担は求めない。

9. 長期収支計画について

収支バランスがとれた健全な経営形態を目指し、長期収支計画を模索したが、新たな金融支援制度の創設など国への政策提案活動が実らなかったことや、債権の保全に対する考え方の隔たりが埋まらなかったこともあって、結論を得るには至らなかった。